

# 農業・農村の持続的発展のために — 求められる政策研究の充実 —

農林水産政策研究所長 長 清

新年おめでとうございます。

昨年は新たな基本計画が策定され、戸別所得補償制度をはじめとした農政の大転換が進められています。また11月にはTPPを含むEPAの基本方針がまとめられ、農業改革に関する基本方針を本年6月をメドに策定することとされました。今後さまざまな観点から施策の見直し・検討がなされる中で、当研究所としても客観的分析・検証に基づく課題の抽出や将来の政策の選択肢を提示するなど、その役割が一層重要になっています。このため本年も行政部局との連携はもとより、国内外の研究機関ともさらに協力関係を深め、政策研究の充実を図りたいと考えています。年頭に当たり、基本計画に示された今後の施策の柱に即し、関連する研究成果の一端や、今後の課題を紹介します。

## 《今後の農政の基本的な柱》

経済成長が鈍化し輸出の伸びにも限界があるなかで、我が国が持続的に発展していくためには、環境、医療・介護、観光等新たな内需創出が必要であり、この関係で農業・農村の役割発揮が求められています。特に、地方経済が疲弊している状況を考えれば、農業・農村の活性化を図ることが農政の重要課題です。また、人口減・高齢化社会にあって、雇用、食や住のありかたが大きく変わりつつあります。当所の研究では、2025年の食料消費支出は現在とほぼ同じ72兆円と見通され、生鮮食品から調理加工食品へのシフトや、高齢者や単身世帯のウエイトの高まりを見通しています。デフレ経済の下、農産物価格の上昇が見込めない中において、農業生産や食品産業が環境に配慮しつつこのような変化に対応しながら、付加価値を高めていく事が重要です。さらに、世界の栄養不足人口の増加や中長期の世界の食料需給予測、あるいは各種の資源の制約を考えれば、我が国の農地

や担い手を守り育て、食料自給率を高めるための施策が必要です。

このような経済社会の変化に対応して、農業・農村の持続的発展を図るため、新たな基本計画においては①施策の抜本的転換により食料自給率を引き上げること、②小規模農家も含め、意欲有るすべての農家が安心して農業を継続できる環境を整備すること（戸別所得補償制度の導入）、③食品の生産・加工・流通の各段階における安全管理機能を向上させること、④新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保すること（6次産業化）の4つの柱が基本的な施策となっています。

## 《戸別所得補償制度》

本制度は、水田農業の経営を安定させ自給率向上に取り組める環境を作っていくことを目的とし、すべての販売農家を対象にした全国一律の単価設定による分かり易い制度設計や、米の需給調整と関係なく麦、大豆の生産振興を支援する等、これまでの政策が大きく変わり、経営の自由度が高まりました。これに対し、「小規模農家へのばらまきであり規模拡大が進まない、麦・大豆の集団栽培を崩壊させる、…」等懸念の声があります。しかし、当所がこれまで現地調査で把握した限りでは、この制度は大規模農家にとって将来の収入が見通せるということでメリットとして受け止められており、農地価格の上昇もなく規模拡大の阻害要因とはなっていないこと、麦大豆生産で一部飼料米・加工用米へのシフトが見られたものの、懸念する事態ではないこと等が明らかになってきています。また、品目横断的経営安定対策の導入時に全国で多数集落営農が設立されましたが、今回の制度の導入によって、例えば、一部の地域で大規模な認定農業者が脱退し解散するケースが

# 巻頭言

みられるものの、米を中心にした新たな集落営農が立ち上げられたり、麦、大豆のみの集落営農が米を経営に取り込む動きが出てきたりと、様々な動きが生じつつあります。本制度が地域農業、農村に与える効果・影響について、さらに分析・検証を進めるため、新年度から戸別所得補償制度プロジェクト研究を本格的に立ち上げることを目指します。

## 《食の安全、安心の確保》

BSEや事故米の問題をととして、食の安全と消費者の信頼確保がいかに重要であるかがあらためて認識されました。このため、GAP、HACCP、トレーサビリティの拡大、加工食品の原料原産地表示の義務づけ拡大が進められます。また、米トレサ法が昨年10月から一部施行され、流通段階での出・入荷記録が義務づけされており、この7月からは消費者への産地情報伝達もスタートします。

これらにより安全で安心な食料が提供されることは、生産者にとってもプラスになっています。例えば、当所が行った「生き物マーク農産物」に関する調査では、米について全国で39事例が確認されており、その中で、兵庫県豊岡市の「コウノトリ育むお米」では5kg当たり1000～2000円程度一般の米より高く評価されるなど、環境に配慮した取組が収入増につながっている事例も見られます。エコ社会にふさわしい農業への転換に向けて、環境と経済の関係についてさらに研究を深めます。

また、最近、高齢者を中心とした世帯における食料品へのアクセスの問題、いわゆるフードデザート問題が深刻化していますが、当所の研究会においても、これまで先駆的な研究者の方々から、日英におけるフードデザート問題の発生要因と課題、モータリゼーションの影響、高齢者の栄養問題、まちづくりとの関係に関する知見を伺い、アクセス改善のための食料品提供のありかたについて議論してきました。まもなくとりまとめるアクセス状況に関する現状分析や住民の意向の分析を行いながら、解決方策についてさらに議論を深めていきます。

## 《農業・農村の6次産業化》

生産・加工・流通の一体化による付加価値の拡大や、農業と2次・3次産業との融合による地域ビジネスの

展開、新たな産業の創出により雇用の確保と所得の向上を図り、地域の活性化を図ることが必要です。例えば、農商工連携によるさまざまな取組が各地に見られますし、当所の農村活性化プロジェクト研究のなかでは農業と福祉の連携による地域活性化の事例を把握しています。この中では、社会福祉法人が障害者就労の一環として農業に参加することによって、障害者の身体、精神にいい影響があるだけでなく、受け入れ側の農業経営にとって、さらには地域にとってもプラスになっている事例があります。もちろんこの背景には関係者の方々の長年の努力があるわけですが、行政を含めた関係者間の連携、情報の共有などが重要です。引き続き、さまざまな取組の分析をととして、地域活性化のための課題を明らかにしていきます。

## 《国際化への対応》

昨年のEPA基本方針において、主要貿易国間で高いレベルのEPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）網が拡大する中、我が国経済にとってアジア諸国や新興国、欧米諸国などとの経済関係を深化させることが重要との基本認識が示され、各種EPA交渉の加速化や、特にTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）については情報収集を進めながら関係国との協議を開始するとの方針が決定されました。高いレベルの経済連携協定の推進と我が国の食料自給率向上や国内農業・農村の振興の両立はきわめて重要です。今後諸施策の見直し・検討がなされる中で、当所としても関連する研究の充実や、また国際面では、これまで行ってきたアジア太平洋諸国の貿易構造の分析や同地域のFTAにおけるセンシティブ品目の分析など、引き続きアジア各国の農業・農政研究の充実を図ります。

以上、基本計画に即し研究成果の一端をご紹介しましたが、研究を進める上での基本スタンスとして、政策との関係、「だから何なんだ？」という問題意識を常にもって進めたいと思います。また、社会的発信の強化という観点から、研究成果については行政部局だけでなく、広く一般の方々にも我が国の食料・農業の問題を知っていただけるよう、広報機能の充実を図りたいと思います。本年も、皆様方のご理解とご支援を頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。